

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 17 日

各都道府県

男 女 共 同 参 画 主 管 課
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課
配偶者暴力相談支援センター主管課

御中

内閣府男女共同参画局
総 務 課
男 女 間 暴 力 対 策 課

令和 6 年能登半島地震による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について（依頼）

平素より、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関し、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震による災害対応に関しては、総務省の「応急対策職員派遣制度」により対口支援団体が決定され、全国の地方公共団体から応援職員の派遣がなされているところと承知しております。

災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、平時より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和 2 年 5 月内閣府男女共同参画局）に基づく取組の促進をお願いしております。また、同ガイドラインには、女性の視点に立った避難所の開設・運営、環境整備に必要な取組事項をまとめた「避難所チェックシート」を添付しており、本チェックシートを使い、各避難所の運営管理や避難者へのヒアリングを実施することで、避難所の生活状況を確認でき、効率的な環境改善につながります。

この旨「今般の石川県能登地方の地震による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について」（令和 6 年 1 月 1 日付け内閣府男女共同参画局総務課事務連絡）により石川県等に周知しておりますところ、対口支援方式等により応急対策職員を派遣される地方公共団体の皆様におかれましても、本チェックシートを活用した避難所運営を心掛けていただけますよう、周知等の御協力をお願いいたします。

また、同ガイドラインにおいても記載しているとおり、過去の災害時において DV や性暴力が発生していることが明らかになっており、また、被害の潜在化も

懸念されることから、DVや性暴力の防止や相談窓口の周知を行うことが重要です。

石川県においては、今般、別添のとおり、DVや性暴力の防止を呼び掛けるとともに、相談窓口を周知するポスターを作成し、避難所等での配布及び掲出を行っておりますので、御参照いただくとともに、石川県内に派遣する応援職員等への周知をお願いいたします。

あわせて、内閣府男女共同参画局作成の相談窓口の周知に係る広報物の提供も可能となっておりますので、二次避難の受入れ時等に御活用いただくことを含め、必要に応じて御依頼くださいますようお願いいたします。

本事務連絡の内容については、貴管内の市区町村（指定都市含む。）、貴団体内関係部局、男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、対口支援方式等により派遣する応援職員等に対して適宜周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・「今般の石川県能登地方の地震による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について」（令和6年1月1日付け内閣府男女共同参画局総務課事務連絡）
- ・石川県作成ポスターデザイン

【参考】

内閣府男女共同参画局作成広報物

- ・DV相談ナビ #8008
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html#dv_navi
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

（本件連絡先）
内閣府男女共同参画局
総務課 片山、藤田、渋谷
TEL：03-5253-2111（内線 37568）
Mail: renkei.chiiki@cao.go.jp
（男女共同参画主管課）
男女間暴力対策課 安藤、吉原、浅場
TEL：03-5253-2111（内線 37567）
Mail: g.dv.y3p@cao.go.jp （DV）
g.sa.j8t@cao.go.jp （性暴力）

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 1 日

石川県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、新潟市
男女共同参画主管部局長 殿

内閣府男女共同参画局総務課

今般の石川県能登地方の地震による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について
(依頼)

平素より、男女共同参画社会の推進にご尽力いただき、感謝いたします。

令和 6 年 1 月 1 日午後 4 時 10 分頃、石川県能登地方を震源とする地震が発生し、今後、1 週間程度は最大震度 6 強の強い余震の発生が懸念されているところです。

災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、令和 2 年 5 月 29 日付け府共第 322 号・府政防第 1222 号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」において、内閣府男女共同参画局長・政策統括官（防災担当）から、各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携して、災害対策本部での取組や避難所の開設・運営等（別添 1）に適切に取り組んでいただくようお願いしております。

またガイドラインのうち、女性の視点に立った避難所の開設・運営、環境整備に必要な取組事項をまとめた「避難所チェックシート」（別添 2）を添付しております。本チェックシートを使い、各避難所の運営管理や避難者へのヒアリングを実施することで、避難所の生活状況を確認でき、効率的な環境改善につながります。避難所の支援に携わる職員の方々におかれましては、ぜひ本チェックシートの活用をお願いいたします。

各県におかれましては、本ガイドライン及び避難所チェックシートを活用した取組について、改めて、管内市町村や男女共同参画センター等の関係機関・団体に周知いただくとともに、自らの災害対応に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

内閣府男女共同参画局総務課 藤田、渋谷
(直通) 03-6257-1355

（別添 1）

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ （抜粋）

災害対策本部（P.30）

- 男女共同参画担当部局を所管する構成員は、本ガイドラインに盛り込まれた事項への対応について、本部において、情報提供や問題提起等を行う。
- 災害対策本部の下にチームなどの下部組織を構成する場合には、必ず、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置する。
など

女性に対する暴力の防止・安全確保（P.33、P.64～67）

- 性暴力・DV 防止に関するポスター等を避難所のみやすい場所に掲示する。
- トイレ・更衣室・入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザーで安全を確保する。 など

避難所の開設・運営（P.35）

- 管理責任者に、女性と男性の両方を配置する。
- 避難所チェックシートを活用し、巡回指導を行う。
など

避難所の環境整備（P.36）

- プライバシーの十分に確保された間仕切りにより、世帯ごとのエリアを設ける
- トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。これらの施設を昼夜問わず安全に安心して利用できるような配慮を行う。
- 女性用品の配布場所を設ける。
- 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多くする。多目的トイレも設置する。
- 運営体制への女性の参画を進める。
など

物資の供給（P.40）

- 女性用品を配布する際は、女性が配布を担当する。

- 女性トイレや女性専用スペースに、女性用品を常備する。
- 女性の多様なニーズを把握するために、女性支援団体等との連携によるニーズ調査や、女性の声を拾うための意見箱の設置等を行う。
- 把握したニーズを基に、物資調達・輸送調整等支援システムを利用して女性用品、乳幼児用品等を調達する。
など

上記のほか、ガイドライン本体の記載内容を確認いただきますよう、お願い申し上げます。

避難所チェックシート

確認日：_____ 確認者：_____

① 避難所のスペース

プライバシー	☐ 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある ☐ 男女別更衣室、男女別休養スペースがある ☐ 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある ☐ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	☐ 適切な通路が確保され、段差が解消されている ☐ 乳幼児のいる家庭用エリアがある ☐ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある ☐ 単身女性や女性のための世帯用エリアがある ☐ 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある ☐ キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある ☐ 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	☐ 安全で行きやすい場所に設置されている ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある ☐ 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め ☐ 男性トイレ：尿取りパット等の配置 ☐ 多目的トイレが設置されている ☐ 洋式トイレが設置されている ☐ 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている ☐ トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている ☐ トイレに錠がある
入浴施設	☐ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある ☐ 男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	☐ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている ☐ 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	☐ 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている ☐ 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている



② 避難所の運営体制・運営ルール

運営体制	☐ 管理責任者には男女両方を配置している ☐ 自治的な運営組織の役員に女性が3割以上参画している ☐ 運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護・介助が必要な人 ・PTA ・障害者 ・中学生・高校生 ・乳幼児がいる家庭の人 ・外国人（居住者が多い場合）
運営ルール	☐ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない（男女を問わずできる人で分担） ☐ 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	☐ 避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） ☐ 女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている ☐ 避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている （氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示／非開示の可否） ☐ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている

③ 暴力防止・安全の確保

- ☐ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている
- ☐ 男女一緒に行う防犯体制がある
- ☐ 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている
- ☐ 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がある場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている
- ☐ 暴力を許さない環境づくりが整備されている
 （啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は2人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う）
- ☐ 防犯ブザーやホイッスルが配布されている
- ▶ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている

④ 衛生環境・感染症予防

- ☐ 感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている
- ☐ トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている
- ☐ トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている
- ☐ ゴミの収集や分別が徹底されている
- ☐ 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルギーの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている
- ▶ 育児用ミルク（粉ミルク／液体ミルク）を配布する際は、授乳アセスメントシートに基づき説明した後に配布している

⑤ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援

- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている（特に要配慮者の把握のため）
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている
- ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある



避難所では、性被害・性暴力 DVなどが起こりやすいです

みんなが安心して過ごせる避難所に みんなで作る みんなでまもる

- ひとけ 夜間や人気のない場所では、一人での行動は避けます
- まわりの皆さんの目と支えがたよりです
- 被害をうけたら相談してください
- ストレスをためず不安な気持ちも声に出しましょう

見ないふり、
知らないふりをせず
助け合いましょう

【過去の災害のときも起きたことです！】



- ・ 着替えやトイレをのぞかれる・盗撮される
- ・ 夜になると他人が毛布に入ってくる・添い寝を強要される
- ・ 同じ避難所にいる人から、わいせつな行為やキスをされる

みずぎ
プライベートゾーンは水着でかくれる
たいせつ
からだの大切なところだよ



見ない、見られない
さわさわ
触らない、触られない
と撮撮
撮らない、撮られない

相談窓口

※相談は無料です。秘密は守ります。男性からの相談も受け付けています。

性暴力・性犯罪

パープルサポートいしかわ
警察 性被害110番

シャープ
#8891

#8103

DV

(配偶者からの暴力)

石川県 配偶者暴力相談支援センター
警察相談専用電話

#8008

#9110

女性の様々な悩み

石川県女性相談支援センター

076-223-8655

受付時間など
詳しくはこちら

